

# 「秋田県立横手城南高等学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの定義

当該生徒が横手城南高校に在籍している生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの

## 2 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、人として決して許されない行為である。生徒たちをいじめから守るためには、いじめについて次のように理解することが重要である。

- いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないこと
- いじめは、どの生徒にも、どの場所でも起こりうるものであること
- いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- いじめは、生徒が入れ替わりながら、加害も被害も経験する場合があること
- いじめは、加害者と被害者の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題であること
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方では解決できないこと
- いじめは、学校・家庭・地域（警察等）が一体となって取り組むべき問題であること

本校では、このような理解のもと、生徒同士、生徒と教職員、保護者・地域と教職員の信頼関係を深め、さらに生徒たちの人間関係を把握することにより、いじめの未然防止・早期発見に努める。

いじめが起きた際には、いじめを受けた生徒や保護者の心情を大切にしながら、いじめを行った生徒に適切な指導を行い、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで、責任をもって支援するように努める。

## 3 いじめの早期発見の取組

日頃から生徒とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等を通して、わずかな変化や些細な兆候を見逃さないように努める。

- (1) 「横手城南高等学校いじめ防止委員会」の開催
- (2) 学校生活アンケートの実施
- (3) 面談（二者・三者）の実施
- (4) 「いじめ、体罰、パワハラ、セクハラ等相談窓口」の周知  
苦情・相談は口頭、電話手紙等で申し込むことができること、秘密は厳守されることも周知する。
- (5) 被害者等が「いじめ」という言葉を使わなくても、1の「いじめの定義」に合致すればいじめである。

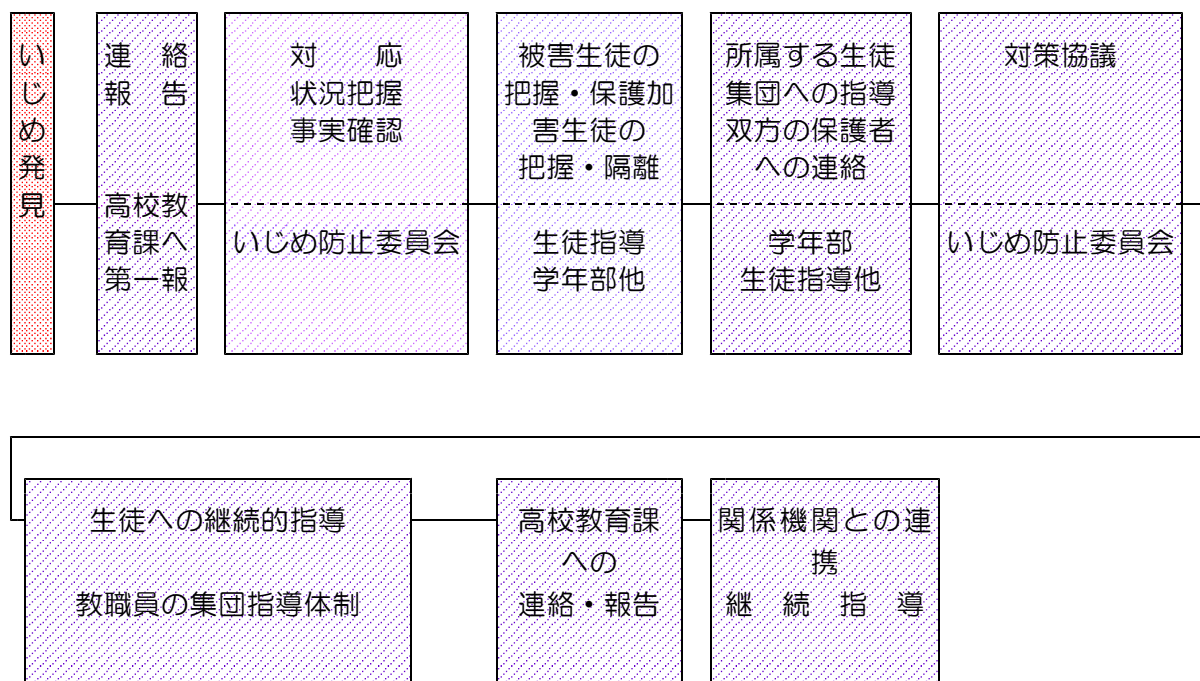
## 4 いじめ防止委員会

教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭でメンバーを組織し、適宜、委員会を開催する。そして、情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認等を行う。

## 5 集団指導体制で

発見者⇒学年部（学年主任）⇒いじめ防止委員会（教頭）※いじめ指導体制組織図参照

◎いじめは扱いが微妙であり、アフターケアの必要度も大きいので、担任が一人で抱え込み、一人または一部だけで解決しようとせず、校長まで適切に報告等を行い、集団指導体制を取ることが必須である。



## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑い

### (2) 対応の流れ

- ① 重大事態が発生した場合は、高校教育課の指導の下、直ちに必要な対応をする。
- ② いじめ防止委員会を中心に、被害生徒や保護者に寄り添った対応をする。

